

当館所蔵史料の中から、陶氏当主の名前で出された文書を2回にわたって紹介する展示の第2回目です。

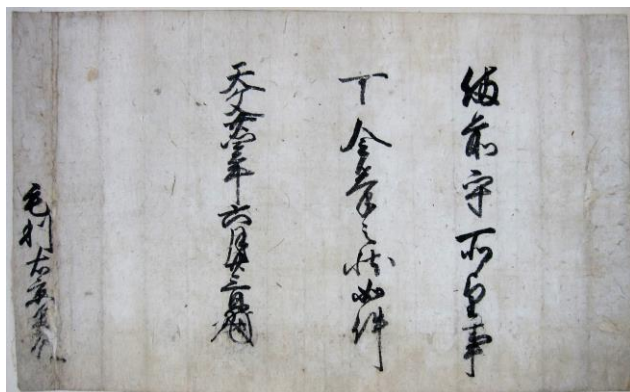
今回は、一門の重臣として大内家を支えながら、主君の大内義隆を自害に追い込んだことで著名な隆房（晴賢）の文書を紹介します。本年は、ちょうど隆房（晴賢）生誕500年に当たります。

※途中で展示替をします。

番号	史 料 名	請求番号	4/1～9	4/10～18	4/20～28
①	陶隆房（晴賢）書状	複写資料275(1)	○		
②	陶隆房（晴賢）書状	複写資料275(1)		○	
③	陶晴賢感状	複写資料280			○

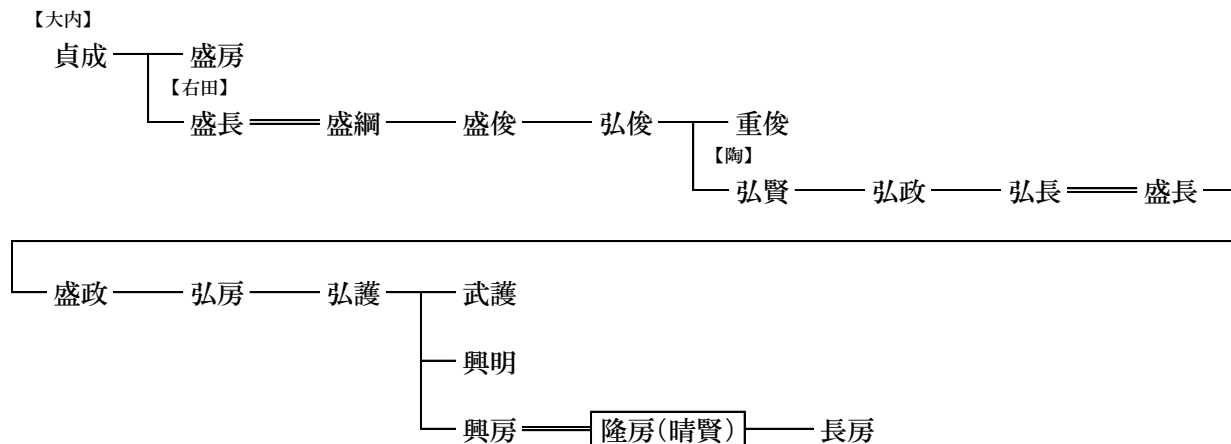


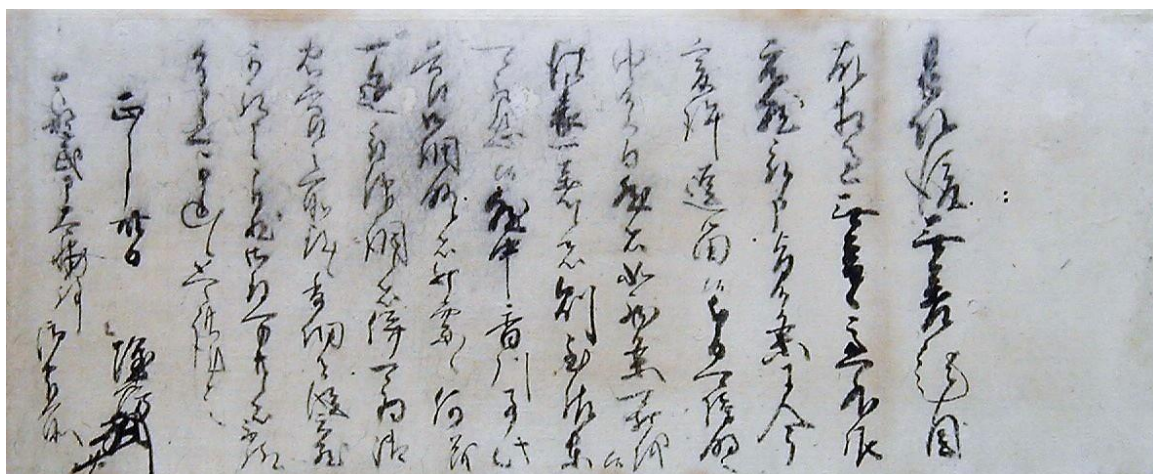
陶氏居館址（周南市）



陶晴賢官途吹挙状（林家文書〈山口市2〉）

□囲みは本展示に登場する人物





① 陶隆房（晴賢）書状

縦17・0、横42・7 cm

楮紙

右田毛利家文書

其以後無差題目

故、相過無音候、慮外候、

（毛利）元就被申旨候条、于今

爰許逗留候、近日可陳明之

由候間、然者如西条（安芸国賀茂郡）可打越候、

彼表一着候者、則至佐東（安芸武田氏）

可取懸候、就中香川事、此

節御調略候者肝要候、何茂

一途被仰調候者、併可為御

忠節之所致候、委細者從元就

可被申候、自然御存分共候者示給、

重々可申述候、恐々謹言、

（天文十年一五四一年）正月卅日 隆房（花押）

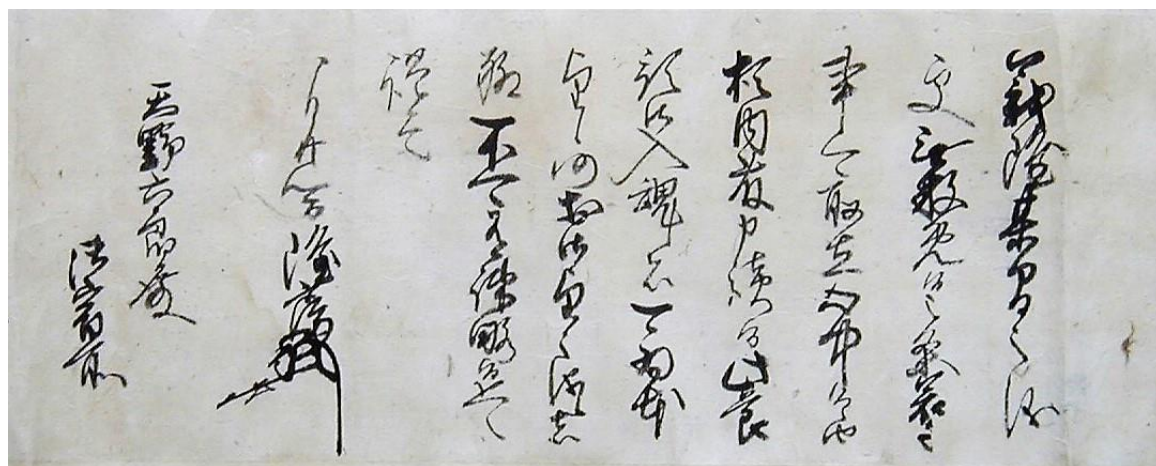
（興定）天野民部太輔殿 御宿所

【解説】

陶隆房（晴賢、一五二一～五五）が「佐東」（安芸武田氏）の攻略に着手するに際し、安芸国人の天野興定に協力を求めた文書。隆房は大内氏一門の間田家の出身で、陶興房の養子となり、天文五年（一五三六）に一六歳で陶氏当主となつた。天文九～十年に毛利氏が本拠地の吉田（現、広島県安芸高田市）を出雲尼子氏から攻撃された際には、隆房は援軍として大内勢一万の軍勢を率いて参戦し、勝利に貢献した（郡山合戦）。本文書によると、隆房は合戦の終了後も元就の要請でしばらく吉田に留まっていたことがわかる。

【大意】

毛利元就の要請で今までこちら（安芸国吉田）に留まっていた。近日時間ができたら、西条（現、広島県東広島市）へ赴き、片付き次第安芸武田氏の攻撃に取り掛かるつもりである。香川氏を味方につけることが大事なので、そのように段取りしてもらえればありがたい。意見があれば言ってもらって、よく相談しよう。



② 陶隆房（晴賢）書状

縦13・5、横35・5 cm

楮紙

右田毛利家文書

（大内）
義隆・某間之儀、
（大内義尊）
更無赦免候之条、若子

事可取立心中候之由、
（重矩）（興盛）

杉・内藤申談候、此節

預御入魂候者可為本

望候、仍於御望之儀候者、

聊不可有疎略候、恐々

謹言、

（天文十九年十一月五〇年）
八月廿四日 隆房（花押）

（隆綱）
天野六郎殿

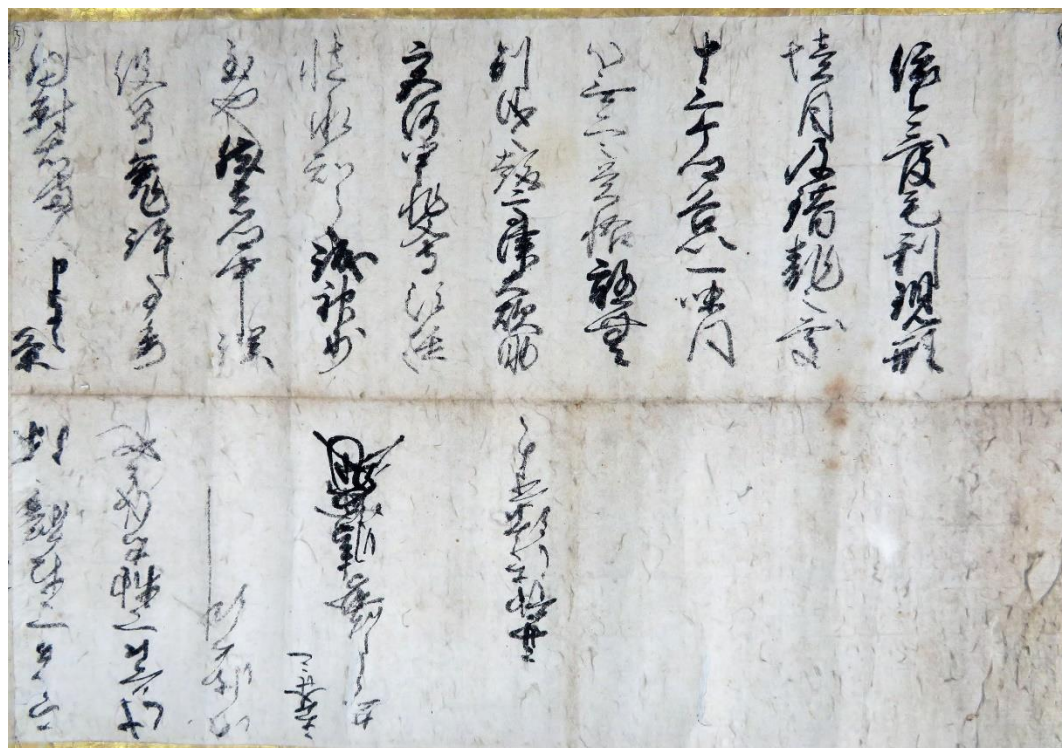
御宿所

【大意】

主君の大内義隆と私の仲はもはや修復不可能になったので、義隆の幼子をお内家の当主として擁立するつもりであることを杉氏や内藤氏と相談した。ついては御賛同・御協力いただければ本望である。御要望があれば全くおろそかにしないつもりだ。

【解説】

陶隆房（晴賢、一五二一～一五五）が、挙兵の一年前に大内義隆を廃して義隆の幼子の後継者とする計画を安芸国人の天野隆綱に告げて、協力を要請した文書。この時既に義隆と隆房の仲が修復不可能になっていたこと、この計画は杉・内藤といった大内氏最有力家臣とも合意済みであることなどがわかる。なお、本文書と同一文言のものが、吉川元春宛てにも出されている。



③ 陶晴賢感状

縦 28・1、横 40・3 cm

楮紙

船越家文書

依今度毛利現形、
(元就)

定而可相触候、弥

境目及錯乱之处、
(周防国玖珂郡)

此節可抽忠儀者也、

十三ヶ郷各以一味同

仍状如件、
(二五四年)

心無二之覚悟、聊無
(盛幸)

天文廿三

別儀之趣、高津大炊助・
(房頼)

五月晦日 晴賢(花押)

宮河甲斐守注進之、

(通吉)
船越淡路守殿

慥承知了、誠神妙

至也、然者郷中課

役等免許事、委

細対右兩人申与候条、

【大意】

毛利氏の裏切りにより、境目地域が混乱したが、山代地方の十三ヶ郷は一致団結して我々の側につくという高津・宮川両名からの報告は承知した。その褒美として、税金を免除するように指示したので、きっと知らせがあるだろう。

【解説】

天文二十三年(一五五四)年五月、毛利氏が大内氏から離反して挙兵したため、大内・毛利両勢力が接する地域ではどちら側に味方するかで混乱した。こうした状況下、山代荘(現、岩国市)の十三ヶ郷がこれまで通りに大内方に味方することを決めたので、陶晴賢(初名隆房、一五二一〜一五五)が、褒美として税金を免除する旨を山代荘生見(現、岩国市美和町)の地侍・船越氏に伝えた。なお宮川房頼(甲斐守)は、折敷畑合戦で知られる陶氏の腹心であり、高津盛幸は、山代荘宇佐(現、岩国市錦町)の領主・問田隆盛(晴賢の実兄)の家臣。